

社会参加推進センター会報

◆発行・編集 広島市障害者社会参加推進センター
 〒732-0822 広島市南区松原町5-1 広島市身体障害者福祉団体連合会内
 TEL：082-263-4524 FAX：082-263-9713
 ホームページ http://shishinren.com/ E-mail info@hiroshima-shishinren.or.jp

令和3年度広島市当初主要事業 の「障害者福祉」の状況について

令和3年度広島市当初予算資料のうち主要事業にある「障害者福祉」の事業は、次のとおりです。

障害者福祉 374億1,403万2千円

1 施設サービス 1億3,193万2千円

(1) 民間障害者福祉施設整備補助

ア 障害福祉サービス事業所「グループホームにこり・ほっと」（新設）

定員 共同生活援助 20人

短期入所 2人

イ 重症児・者福祉医療施設鈴が峰（大規模修繕）

2 総合的な就労支援 1億3,189万円

(1) 障害者の雇用促進事業 1億1,114万1千円

市長部局や本市の関係公益的法人等において、知的障害者や精神障害者を会計年度任用職員等として雇用し、働く場を確保するとともに、ジョブコーチによる就労支援を行う。

市長部局（22人雇用） 7,493万7千円

公益的法人等（14人雇用） 3,620万4千円

(2) 障害者就労支援事業 2,074万9千円

ジョブ・ライフサポーターが職場だけでなく生活面や就労前の時期を含んだ一貫した支援を行う。

3 障害者自立支援 371億3,466万9千円

(1) 自立支援給付 278億2,122万5千円

ア 介護給付費・訓練等給付費

208億4,745万6千円

イ 地域相談支援給付費・計画相談支援給付費

2億5,303万4千円

ウ 自立支援医療費 64億1,298万5千円

エ 補装具費 2億9,669万8千円

オ 高額障害福祉サービス等給付費

1,105万2千円

(2) 地域生活支援事業 22億3,961万2千円

ア 移動支援事業、地域活動支援センター事業、障害支援区分認定・支給決定事務等

20億4,284万9千円

イ 相談支援事業等 1億7,683万3千円

障害者やその家族等からの日常的な相談対応

や重症心身障害児者に対する専門的な相談支援を行う相談窓口を運営する。

（拡充内容）

医療的ケア児・者に対する相談支援体制を強化するため、相談支援専門員を増員する。

区基幹相談支援センター1か所

2人→3人

重症心身障害児者相談支援センター

1人→2人

ウ 地域生活支援拠点整備事業 1,993万円

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、24時間対応可能な相談支援等を行うサービス拠点を整備する。

（拡充内容）拠点数 4か所→5か所

(3) 障害児支援給付 70億5,877万5千円

ア 障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費

65億6,142万6千円

イ 障害児入所給付費・障害児入所医療費

2億401万1千円

ウ 障害児相談支援 6,980万2千円

エ 心身障害児福祉施設措置費

2億2,353万6千円

④ 重度精神障害者通院医療費助成

1,505万7千円

精神疾患等の重症化を予防し、地域で自立した生活を継続できる環境を整えるため、重度精神障害者の通院に係る医療費助成制度を創設する。

対象者	精神障害者保健福祉手帳1級を所持しており、かつ、自立支援医療（精神通院医療）を受給している者
対象医療	通院に係る医療全般
所得制限	給与所得が159万5千円以下など
一部負担金	なし
開始時期	令和4年2月

4 障害福祉人材の確保・育成 820万円

(1) 障害福祉人材養成支援事業

障害福祉サービス事業所等に対し、一定の資格の新規取得者数に応じた補助金を交付する。

補助額 ①社会福祉士等 10万円/人

②相談支援専門員等 5万円/人

③強度行動障害支援者 4万円/人

5 意識啓発等 734万1千円

ア 市民・事業者への周知・啓発 100万7千円
障害者差別解消法等に関するシンポジウムの開催や市職員向けの研修を行う。

①イ 事業者登録・表彰制度の導入 87万8千円
障害者に対する合理的配慮の提供に積極的に取り組む事業者を登録・表彰する制度を創設する。

ウ 障害者差別解消支援地域協議会の運営 151万8千円
地域における障害者差別を解消するための提案について、協議・検討などを行うための協議会を運営する。

エ 相談窓口の運営 250万7千円

オ 障害者差別解消調整審議会の運営 143万1千円
相談窓口において解決しなかった案件について、市長の諮問を受け、紛争解決に向けた調整を行う審議会を運営する。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について

厚生労働省は、各都道府県に対し令和3年3月3日付けで、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」という事務連絡を行いました。

これは、障害者に対し新型コロナワクチンの円滑な接種が実施されるためには、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要と考えられるので、障害特性に応じた合理的配慮に関する例を示し、関係部局との連携と管内市区町村へ事務連絡の内容の周知を依頼したものです。

通知文の内容の一部を以下に掲載します。

1 障害者に係る相談体制の確保や情報提供について

新型コロナワクチンに関する相談体制については、令和3年2月17日付け事務連絡において、自治体における相談体制の構築をお願いしているところですが、聴覚障害者等については電話により相談することが困難な場合もあることから、コールセンター等の相談窓口では、電話以外にも、FAXやメール等による相談対応についても可能としていただくようお願いいたします。また、知的障害者や発達障害者等に対しては、専門的な用語や抽象的な言葉を用いず、平易な言葉で繰り返し説明する、分かりやすい絵カードや写真等を用いるなどの配慮をお願いいたします。

また、新型コロナワクチンに関する情報周知に関して、視覚障害者については、十分に情報を入手することが困難な場合もあることから、視覚障害者が

郵便物の選別をするために、内容及び発信元を点字や拡大文字での表記を検討するようお願いいたします。これ以外にも、自治体のホームページ等において、視覚障害者向けテキストデータや、聴覚障害者向け字幕映像の提供等についても検討をお願いいたします。

2 接種時等における合理的配慮等について

新型コロナワクチンの接種を実施する医療機関や市区町村が設ける会場等においては、介助者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、可能な限り、
・聴覚障害者等向けにコミュニケーションボード等による案内
・視覚障害者等向けに放送や音声による案内
・知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明等の障害特性を考慮した対応をお願いいたします。

加えて、障害者が新型コロナワクチンの接種を受けるに当たっては、接種会場において、公的な福祉サービスによる支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、遠隔手話サービスを含めた意思疎通支援事業等）が円滑・柔軟に受けられるよう配慮をお願いいたします。

令和3年度 スポーツ大会等の日程

開催日	大会名等	場 所
4月11日	第24回広島市障害者水泳大会 (令和2年度延期分)	広島市中心身障害者福祉センター
4月18日	第28回広島市障害者ボウリング大会	広電ボウル
5月16日	第18回広島市障害者陸上競技大会	エディオンスタジアム広島
5月30日	第1回広島市障害者ボッチャ大会 (令和2年度延期分)	広島市中心身障害者福祉センター
6月5日	第24回広島市障害者卓球大会 (令和2年度延期分)	広島市中心身障害者福祉センター
9月19日	広島市障害者ふれあい交流会	広電ボウル
10月23日 ～25日	第21回全国障害者スポーツ大会	三重県
11月14日	第22回広島市障害者フライングディスク大会	エディオンスタジアム広島
12月5日	2021文化祭 (障害者週間記念事業)	広島市中心身障害者福祉センター
12月11日	第1回広島市障害者ソフトバレーボール大会	広島市中区スポーツセンター
12月19日	広島市障害者サッカー大会	広島広域公園補助球技場
1月16日	第2回広島市障害者ボッチャ大会	広島市中心身障害者福祉センター
2月6日	第25回広島市障害者水泳大会	広島市中心身障害者福祉センター
3月6日	第25回広島市障害者卓球大会	広島市中心身障害者福祉センター